

議案第176号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定する。

令和6年11月26日提出

川崎市長 福田 紀彦

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部改正)

第1条 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例(平成11年川崎市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第127条の4第1項及び第127条の8第1項中「第18条第2項に規定する」を「第18条第2項若しくは第4項の規定による」に改める。

(川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部改正)

第2条 川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例(平成4年川崎市条例第54号)の一部を次のように改正する。

第10条中「第18条第2項に規定する」を「第18条第2項若しくは第4項の規定による」に改める。

(川崎市斜面地建築物の建築の制限等に関する条例の一部改正)

第3条 川崎市斜面地建築物の建築の制限等に関する条例（平成16年川崎市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号中「第18条第2項に規定する」を「第18条第2項若しくは第4項の規定による」に改める。

(川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例の一部改正)

第4条 川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例（平成15年川崎市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第20条第1号中「第18条第2項に規定する」を「第18条第2項若しくは第4項の規定による」に改める。

(川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例の一部改正)

第5条 川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例（平成7年川崎市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「第18条第2項に規定する」を「第18条第2項若しくは第4項の規定による」に改め、同条第2項中「又は法第18条第16項」を「、法第18条第20項」に改め、「通知を行った日」の次に「又は同条第24項に規定する書面の交付を受けた日」を加える。

第11条第2項中「第18条第2項に規定する」を「第18条第2項若しくは第4項の規定による」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係条例の整備を行うため、この条例を制定するものである。